

予算の流用等について

経理規程第 17 条に基づき、次のとおり予算を流用のうえ支払うことについて、承認をいただきたい。

1 流用の科目及び金額

流用元 管理費 2 給料手当

流用先 管理費 28 雑費（雑損失） 1,000 千円

2 流用の目的

職員の解雇に関し、争訟を避けるための解決金の支払

参考 神奈川県病院協会経理規程（抜粋）

（予算の流用）

第 17 条 予算に定められた金額は原則として定められた目的以外に使用してはならない。ただし、やむを得ない理由があると理事会が認めた場合は、この限りでない。